

最高裁秘書第1870号

令和4年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和4年1月21日付け（同月24日受付、第030908号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「令和2.4.7 参法 高良鉄美（沖縄）」で始まる文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

令和2. 4. 7 参法 高良鉄美（沖縄）

問1 調停委員任命に際し、外国籍の者を排除している法的根拠を示されたい。

答 調停委員も非常勤の公務員（裁判所職員）に当たるところ、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするのが公務員全般に関する当然の法理であると解されており、公務員の国籍要件の規定の在り方については、公務員に関する法体系全体のバランス等を踏まえた、公務員全般の問題として検討される必要があると考えている。

民事調停委員・家事調停委員の法令上の権限、職務内容等としては、裁判官と共に調停委員会を構成して調停の成立に向けて活動を行い、調停委員会の決議はその過半数の意見によるとされていること、調停が成立した場合の調停調書の記載は確定判決と同一の効力を有すること、調停委員会の呼出、命令、措置には過料の制裁があること、調停委員会は、事実の調査及び必要と認める証拠調べを行う権限を有していること等があり、これらによれば、調停委員は公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当し、その就任には日本国籍を必要とすると考えている。

更問 調停委員について、最高裁判所規則に国籍条項を追加するか、運用を変えて外国人も採用するか、どちらかが必要と考えるが、最高裁判所の認識はいかがか。

答 (繰り返しになるが、) 公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするのが公務員全般に関する当然の法理であると解されているところ、公務員の国籍要件の規定の在り方については、公務員に関する法体系全体のバランス等を踏まえた、公務員全般の問題として検討される必要があると考えている。調停委員の国籍要件についても、そのような公務員全般の国籍要件の問題との関係において検討される必要があり、調停委員についてのみ最高裁判所規則で定めるのが相当かという問題があると考えている。

いずれにせよ、調停委員は、その職務権限を考えると、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当し、その就任には日本国籍を必要とすると考えている。